

令和4年2月28日

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の
運用に係る特例措置について（お知らせ）

土木建築局 技術企画課

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定し公表したところです。
これに伴い、新労務単価の特例措置を次のとおり定めました。

1 対象となる契約

- (1) 令和4年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を算出しているもの。
- (2) 令和4年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、令和4年3月1日において工期の始期日が到達していないもの。

2 請負代金の変更

変更後の請負代金及び業務価格については、次の方式により算出する。

- ・上記1(1)の場合

変更後の請負代金額＝当初請負額／当初官積算額×新労務単価により積算された官積算額

- ・上記1(2)の場合

「建設工事請負契約約款第25条第6項運用基準」（平成26年2月18日）1.(1)及び2.から8.まで(4.(3)を除く。)の規定を準用するものとする。

3 事務処理

上記1(1)の場合は、「公共工事労務単価の運用に係る特例措置事務処理要領」による。

- ・広島県の調達情報HPお知らせ（平成25年4月25日付け）

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>